

東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F

tel03-5395-3165 fax03-3946-6823

東京社保協

検索

1人当たり年間保険料(平均)の試算(円)

	75歳以上の国保	市町村国保	協会けんぽ	健保組合	共済組合
2010年度	63,000	90,000	171,000	195,000	217,000
2013年度	70,000	94,000	185,000	216,000	245,000
2020年度	85,000	112,000	216,000	256,000	291,000
2025年度	95,000	129,000	243,000	289,000	330,000
10度からの増加額	32,000	39,000	72,000	94,000	113,000

※健保組合・共済組合・協会けんぽは労働者計額
※厚労省資料より

「新たな高齢者医療」で厚労省試算

厚労省は、10月25日、高齢者医療制度改革会議に対して、「新高齢者医療制度」での財政運営のあり方と「新制度」に移行する年齢などについて提案しました。

「新医療制度」に移行する年齢は第1段階では75歳として、70〜74歳の窓口負担を現在の1割から2割に倍加の方針です。「新制度」の第1段階では75歳以上の高齢者を

「国保」に加入(被用者保険本人と扶養家族は被用者保険に加入)し、運営を都道府県単位としますが、図のように第2段階で全世代を区市町村から都道府県単位とするとしています。

全世代を都道府県単位の運営にするための環境整備として都道府県に対して「広域化等支援方針」に基づいて保険料の算定方式の統一や保険料収納率の向上などの計画を立てることを

70〜74歳の窓口負担2倍に
すべての世代で保険料負担増



10月5日公聴会会場前で宣伝行動

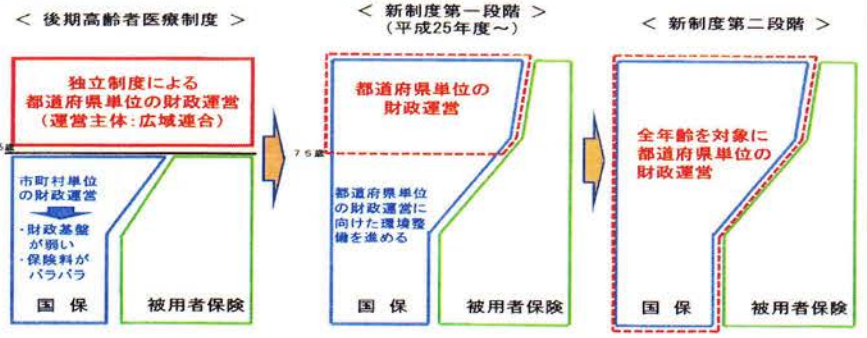
の負担増を許さず、後期高齢者医療制度の即時廃止、憲法25条に基づいて国民が安心して医療を受けられ生活できる社会保障制度の確立を強く要求します。

求めています。75歳以上の医療給付費の1割を保険料として高齢者に負担させ、4割を74歳までのすべての世代からの「支援金」でまかなう案ですか、表のようにこの案ではすべての健康保険で保険料が大幅アップしてしまいます。とくに70〜74歳の国保加入者は保険料も窓口負担も増加することになり、保険料の滞納や受診抑制が懸念されます。

今求められていることは、市町村国保会計に対する国庫負担24・1%を1984年水準の49・8%に戻すなど、医療に引き上げることで、国民と高齢者の負担増を許さず、後期高齢者医療制度の即時廃止、憲法25条に基づいて国民が安心して医療を受けられ生活できる社会保障制度の確立を強く要求します。

「短期証」発行あるなの運動を

後期高齢者医療で2010年8月から1,400件余りの短期証が発行されました。6か月有効の短期証は来年2月には期限が切れます。滞納が解消されなければ資格証明書に切り替わるなど事実上無保険状態になります。直接いのちの危険にさらされてしまいます。自治体に対して「短期証発行するな」の運動を早急にすすめていきましょう。



「新たな高齢者医療制度」公聴会での厚労省資料

「貧困・格差・孤立から守ろう子ども！」東京集会

すべての子どもが生きる権利、成長し発達する権利の実現を！

2010年10月16日(土)午後、全労連会館で、「子どもを貧困と格差から守る連絡会議」主催の「貧困・格差・孤立から守ろう子ども！」東京集会が開催されました。40団体・個人の81人が参加、当日の集会の様子はNHKニュースにもとりあげられました。

第1部のシンポジウムでは、医療・教育・保育の現場と弁護士との立場からの問題提起を受け交流。第2部では、無料の学習支援のとりくみ、給食、定時制高校などの報告と集会へ向けたアンケート調査の結果の報告で交流を深めました。最後に「学校・保護者・関係諸団体・地域を結ぶ『子どもを守る』ネットワークを作り、それぞれのとりくみを紹介し合い、支え合いました。う」のアピールで明るく、だれもが気軽に参加できる運動を確認しました。



この1年余、連絡会を結成し、もの貧困の可視化がすすみました。学校の外で、多くの個人や団体、組織が子どもを支え、学びと自立を保障していることもわかりました。集会での提起や発言はどれも参加者の共感をよび、今後の運動の方向を示すものとなりました。(以下はシンポジストの発言の要約です)

歯科から見える貧困の実態と子どもの健康を守るとりくみ

清田真子さん

(健全会相互歯科歯科衛生士)

子どもの虫歯は減っているのに重症虫歯の子どもが増えている。全部が虫歯の子ども、溶けてなくなってしまっている歯など、全く治療がされていない、放置されている様子を写真で紹介。背景には経済不安、ひとり親家庭、兄弟が多く心配りできない、受動喫煙などがあげられる。親も同じような歯であったり、甘いものを与えてあやしていたりする事例も報告。相互歯科では、家庭訪問、赤ちゃん同窓会、すこやかサークル、病院探検などの行事を行い、子どもと家庭を支えている。

貧困・格差を再生産する教育の現状と反貧困の教育

鈴木和夫さん

(國學院大學非常勤講師・全国生活指導研究協議会中央常任委員)

貧困家庭の子どもは、低学力、荒れるか閉じこもるかの状況に追い込まれ、年齢が上がるほど希望

が崩壊している。就学援助と学力に相関関係があり、不登校や中退で学校からリタイヤする子どもが年間23万人。学校が



貧困の子どもの居場所になっていない現実がある。教育課程を変えないければ学校が希望にならない。学校と教職員がセーフティネットになるために、どの子にも学習参加を保障し、信頼の関係づくりを進め、競争的な学力観・「適応主義」の道徳化から、「発達と自立」を課題とする子どものための学校づくりの転換していかねばならない。

子どもの貧困と権利

岩重佳治さん

(東京弁護士会・日弁連貧困問題対策本部事務局)

弁護士としてサラ金被害問題を解決に取り組んできた。生活保護や非正規雇用の問題の背景に子ども頃から困難を抱えていたことがあった。日弁連は人権擁護大会

当面の日程

- 11月
- 4日(木) 12:00~13:00 介護宣伝
巣鴨地藏通商店街入り口
- 10日(水) 10:00~12:00 国会議員
要請行動「後期医療・国保」、参議院
議員会館 地下会議室(B104会議室)
- 13日(土) 東京九条まつり
- 20日(土) 11:00~16:00 国保改善東
日本交流集会、けんせつプラザ東京
- 21日(日) 14:00~16:30 介護シン
ポジウム ラパスホール
- 25日(木) 13:00~第12回幹事会
〈第41回総会について〉
日時 2010年12月2日(木) 10:00開会
会場 けんせつプラザ東京5階
参加 各団体・社保協2人以上の参加

子どもや親を守りつなく 保育実践と保育制度改革

安川信一郎さん

(練馬区向山保育園園長)

練馬区から委託を受けた向山保育園では、朝7時から夜8時半まで、年末年始

以外保育を行っている。保護者の生活実態を調査すると、シングル家庭、外国人家庭、長時間勤務や休日出勤の雇用状態にある保護者が多い。朝や夜のご飯を食べさせることも多い。向山保育園は、子どもの発達保障と保護者の就労保障を担い、地域の子育てのセンターをめざしている。しかし、今政府が検討を進めている「新システム」は、自治体に保育実施責任がなくなり保護者が直接契約をしなければならなくなる。民間が参入する、経済的な負担が重くなる。民間が参入すれば保育サービスを受けられない等の事態になつてしまう。

で「貧困の連鎖を断ちきり、すべての子どもの生きる権利、成長し発達する権利の実現を求める決議」を採択した。「子どもに光をあてる」ためには、予防を考へることが大切だ。調査・検証と早期支援が重要。誰でも参加できる「わきの甘い運動」、「暗い問題には明るい運動」をすすめていこう。

朝日訴訟一審勝利判決に学び 最高裁勝利へ運動広げよう!



田見弁護士



新井章弁護士

10月2日、

生存権裁判を支える東京連絡会と全国連絡会共催で「最高裁上告理由書の学習決起集会」を120人の参加で開催しました。

開会にあたって、朝日健二代表委員は「全国で120人の高齢者やシングルマザーが立ち上がった生存権裁判。東京では2月14日、朝日茂さんの命日に12人が提訴し、「第2の朝日訴訟」として取り組んできた。

「第2の朝日訴訟」として取り組んできた。労組や社会保障運動に取り組む諸団体と弁護団に支えられ、東京では地裁と高裁に計33万筆の署名を提出してきた。その成果が福岡高裁での勝利にも結びついた」と開会あいさつで協同した運動の重要性を訴えました。

田見高秀弁護士は、最高裁は原則、法廷を開かずして書面審理のため「上告理由書(高齢加算廃止は違憲・違法であるとする理由を書いた書面)」が重要。15人の裁判官が5人ずつ分かれて小法廷を持ち、まずはそこにかけられる。15人全員が出席する大法廷を開くのは、国家や行政の行為を「憲法に照らしてどうな

のか」判断する時。上告理由書は「東京高裁判決は間違っている」「高齢加算の廃止は違憲である」という理由を述べていると説明しました。

「朝日訴訟とはどういう裁判だったのか」を新井章弁護士が当時の状況を振り返りながらたどり着きました。「朝日訴訟は57年に提訴し、3年間のたたかいの中で1審判決では勝利を収めた。50年も語り継がれるこの勝利判決は、あたたかい血の通った判決だということ。重症の結核患者は食事が満足にできないため、「ふりかけをかける」「めざしを付ける」など「補食」と呼ばれる品目が必要だった。それはまさに生きるために必要な費用だが、当時の高裁も最高裁も「これは給食の問題。医療扶助の現物給付の問題で、窓口が違う」とはね除けた。しかし1審判決では「制度で言えば給食改善の問題、医療扶助の問題だが、制度の建て前の是非によらず、これは人間性に関わる問題である」として私たちの主張に理解を示してくれただけでなく、『最低限の水準の判定は予算配分によって左右されることではなく、むしろ予算のレベルを指導支配すべきものである』と述べている。当時、20〜40代であった裁判官が私たちのアピールに耳を貸してくれた。その到達点が1審判決だ。これを共通の宝として大事にしていきたい」



朝日健二氏

は、国家や行政の行為を「憲法に照らしてどうな

と朝日訴訟のたたかいに学び、最高裁での勝利めざしてたたかいたの輪をさらに広げていく事を確認しました。

葛飾社保協ではいま区民にとって大きな課題となっている国保問題で10月22日に学習会を行いました。安達氏（健和会医療福祉調査室長）は国保の問題を「葛飾柴又の寅さん」の例をあげながら、国保の抱える問題点を分かりやすく語り、とりわけ来年度より「旧ただし書き方式」による国保保険料算定が行われること。これは、区民



とりわけ、家族の多い世帯や障がい者などに大きな負担となると指摘。国保料値下げ、国民皆保険を守るために運動をおこな

なければならぬと強調し、そのためには葛飾区・23区の区長会への働きかけと公営国保と土建国保との統一運動を地域で運動化していく事を呼びかけました。松尾氏（東京土建常任）は、今の建設国保への攻撃は単なる土建へのものではなく医療保険一元化をすすめる一環として行われているものであり、いわれのないマスコミ攻撃をはね返し、土建国保を守る闘いを強化していきな

いと述べました。学習会には17団体79人が参加し、参加者からも、みんなと一緒に運動を起こしていく事が必要と確認しあいました。（葛飾社保協事務局長・吉野五郎）

新宿社保協では、月一回の定例宣伝行動を消費税廃止東京各界連の呼びかけにちなみ、9月27日と10月25日それぞれ区内2か所で合同宣伝を実施しました。9月の宣伝行動では、一方に偏りがちの宣伝行動も10月の行動では弁士も慣れ、社会保障費の財源とする言い訳も、後期高齢者医療制度の実施に示される医療制度の後退など患者負担が逆に増えていると訴えました。話に足を止め署名をする人も少

なくありません。新宿社保協では、8月の定例宣伝行動から後期高齢者医療制度の廃止を求める署名宣伝に独自で作成したチラシを使って国保料の引き下げ署名を開始しました。10月の宣伝行動では東京社保協のテッシュを活用して宣伝を行いました。9月、10月の宣伝行動には、4団体でのべ58人が参加して宣伝行動を行いました。（新宿社保協事務局長・高橋実）

学び、たたかう秋

各地で学習会、宣伝行動広がる

大田社保協は、10月22日（金）に区立消費者センターで、暮らしと経済研究室の山家悠紀夫先生を講師に招き「社会保障と財源問題」の学習講演会を開催し、各団地域域から60人の参加がありました。山家先生は、まず財政健全化を第一目標として社会保障を削減するという政府の誤りを指摘され、政府の

余剰金を活用して対応できること。中期的には大企業や高所得者、資産所得への課税など負担能力のあるところ



を指摘され、政府のバランスシートは、なお「辛うじて健全」で借金はあわてて返さなくてもいい状況にあり、当面は国内の

「民主党政権は後期医療制度廃止の公約を先延ばししようとしています」の訴えに道行く人が足を止め署名に応じてくれました。「若い時は具合が悪くても我慢して必死には働いてきたのに年を取ったら高くて保険料も払えない、高くて医者にも行けない」との対話も広がり、今の後期医療制度への不安・怒りが根強くあることを確信できる行動でした。11月は14日の日曜日に開催



東京社保協と老地連、都老協の合同定例宣伝を10月14日巢鴨自

動通りで行いました。6人が参加し、1時間の行動で「国保改善」「後期高齢者医療制度は即時廃止」の2種類の署名で合計110筆の署名が集まりました。